

令和7年6月吉日

総合家畜市場 利用者 各位

全農岡山県本部総合家畜市場

EU等向け輸出牛肉関係規則への対応について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

日ごろ格別のご高配にあずかり厚くお礼申しあげます。

本年3月、日本国から英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「EU等」という。）に輸出する畜水産物について、欧州委員会当局による査察がおこなわれ、動物用医薬品等の畜水産物中における使用管理状況において指摘がなされたことを受け、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」を改正し、EU等向け輸出牛肉の由来牛に対しては、出生からと畜されるまでの間、ホスホマイシンに加え、新たにエストラジオール安息香酸エステルを使用していないことを確認する体制を構築することとされました。

つきましては、当市場に上場される牛において、どの牛がEU等向け輸出牛肉の対象となるか上場時点では不明なことから、生産履歴報告書に使用歴にかかる申告項目を追加し対応します（※13か月齢以上の雌牛のエストラジオール不使用申告にあたっては、獣医師・診療所への確認および適宜診療簿（写）の提供・提示に協力することについて確認が必要になります）。

今後、購買者等から、EU等への牛肉輸出手続きにおいて問合せがあることが想定されますが、遡っての調査となると難航することが予想されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、過去の取引牛に関しても問合せがあることが想定されますので、その際は調査にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、一般市場においては、使用歴の選択肢として「不明」を用意していますが、これは複数飼養者等により調査が不明な場合を想定しており、扱いとしては「有り」と同様となります。

当該規則の詳細は、所属の組合もしくは行政団体にお問い合わせください。

敬具